

国家市場監督管理総局「営業秘密保護規定（意見募集稿）」に対する意見

一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

| 意見項目 | 修正提案 | 修正理由 |
|------------|--|---|
| <p>第七条</p> | <p>「本規定にいう「商業的価値を有する」とは、当該情報とその秘密性のために現実的又は潜在的な商業的価値を有し、権利者に商業的利益又は競争上の優位性をもたらすことができるものであることを指す。</p> <p>次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、当該情報が権利者に商業的利益又は競争上の優位性をもたらすことができるものであると認定することができる。」</p> <p>と規定されるが、</p> <p>「権利者に商業的利益又は競争上の優位性をもたらすことができるもの」に、ネガティブ・インフォメーションが含まれるのか不明であるので、これを明確に含めることを要望する。</p> | <p>営業秘密として保護対象となる「権利者に商業的利益又は競争上の優位性をもたらすことができるもの」の情報に、実験の失敗データ等の失敗の知識・情報のネガティブ・インフォメーションが含まれているか不明である。ネガティブ・インフォメーションは、「経済的損失」を与えるが、商業的価値を有する情報であるから、営業秘密として保護対象に含まれることを明記すべきである。</p> |
| <p>第八条</p> | <p>「次の各号に掲げる状況のいずれかに該当し、秘密情報の漏洩を防止するのに十分である場合には、権利者が「相応の秘密保持措置」を講じたと認定することができる。」</p> <p>と規定されるところに、以下の内容を追記することを要望する。</p> <p>「営業秘密を獲得できるコンピューター設備、電子装置、ネットワーク設備、保存設備、ソフトウェア等におけるアクセス、保存、複製の禁止又は制限等の措置を講じた場合。」</p> | <p>営業秘密に関しては、最高人民法院による「営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（意見募集稿）が出されている。第七条には「権利者が講じる相応の秘密保持措置には、下記のものが含まれる。」として（一）～（六）の項目が規定される。</p> <p>この第七条と本規定第八条はどちらも秘密保持措置の内容を定める規定であることから、内容を一致させるべきである。</p> <p>例えば、当該司法解釈に規定される「（五）営業秘密に接し、営業秘密を獲得できるコンピューター設備、電子装置、ネットワーク設備、保存設備、ソフトウェア等におけるアクセス、保存、複製の禁止又は制限等の措置」は、本規定第八条に記載がないので、同様な内容</p> |

| | | |
|--------------|--|--|
| | | を「相応の秘密保持措置」として含めるべきである。 |
| 第十一条 | <p>「本規定にいう侵害者とは、本規定に違反して営業秘密を取得、開示、使用した自然人、法人又は非法人組織を指す。」と規定されるが、</p> <p>「取得、開示、使用した」を「取得、開示、使用、他人に使用許諾した」と修正することを要望する。</p> | <p>第十三条、第十四条、第十六条、第十七条などでは「開示、使用又は他人への使用の許諾」と規定されている。</p> <p>これらの規定と本条は一致させるべきであり、営業秘密を「他人に使用許諾」することも違反として含めるべきである。</p> |
| 第二十一条 第二項 | <p>「権利者が次の各号に掲げる資料のいずれかを提出した場合、その営業秘密が侵害されたことを合理的に裏付けるための初步的証拠を既に提出したとみなされる。・・・</p> <p>(二) 侵害被疑者が営業秘密を取得するルート又は機会を持ち、かつ侵害被疑者が不正手段で秘密保持施設を破壊したことを裏付ける証拠がある場合。」と規定されるが、「秘密保持施設を破壊」とあるを「秘密保持施設又は秘密保持措置を破壊或いは無効化」と修正することを要望する。</p> <p>また、「(三) 営業秘密が既に侵害被疑者によって開示、使用されたか又は開示、使用されるリスクを有することを裏付ける証拠がある場合。」と規定されるのを</p> <p>「(三) 営業秘密が既に侵害被疑者によって開示、使用、他人に使用許諾されたか又は開示、使用、他人に使用許諾されるリスクを有することを裏付ける証拠がある場合。」と修正することを要望する。</p> | <p>第八条に規定した「秘密保持措置」について破壊した証拠、或いはネットワークに講じたアクセス制限等の「秘密保持措置」を無効化した証拠、等も証拠の対象として含めるべきである。</p> <p>第十三条、第十四条、第十六条、第十七条などでは「開示、使用又は他人への使用の許諾」と規定されている。「他人に使用許諾」することも含めるべきである。</p> |
| 第二十四条 | <p>「侵害被疑者が使用した情報が合法的に取得又は使用されたものである旨の証拠を提供できないか又はその提供を拒否したときは、市場監督管理部門は関連証拠に基づき、侵害被疑者には侵害行為があると</p> | <p>侵害被疑者が証拠を「提出できない又はその提供を拒否する」ことに正当な理由がある場合はこれを考慮すべきである。</p> <p>よって、「正当な理由なく」を追記すべきである。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>認定することができる。」</p> <p>と規定されるのを、以下の通り修正することを要望する。</p> <p>「侵害被疑者が使用した情報が合法的に取得又は使用されたものである旨の証拠を<u>正当な理由なく</u>提供できないか又はその提供を拒否したときは、市場監督管理部門は関連証拠に基づき、侵害被疑者には侵害行為があると認定することができる。」</p> | |
|--|---|--|

(以上)